

議員提出第２号議案

足立区議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第１１２条及び足立区議会会議規則第１３条第１項の規定により提出する。

令和７年３月２４日

提 出 者

足立区議会議員	鹿 浜	昭
同	長 井	まさのり
同	は た の	昭 彦
同	ぬ か が	和 子
同	た が た	直 昭
同	か ね だ	正
同	へ ん み	圭 二
同	佐 ヶ 木	まさひこ
同	土 屋	の り こ
同	中 島	こういちろう
同	し ぶ や	竜 一
同	富 田	けんたろう

足立区議会議長 た だ 太 郎 様

（提案理由）

足立区組織条例の改正に伴い、規定を整備するため、本案を提出する。

足立区議会委員会条例の一部を改正する条例

足立区議会委員会条例（昭和31年足立区条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「危機管理部」の次に「、資産活用部」を加える。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現に総務委員会の委員である者は、この条例による改正後の足立区議会委員会条例第2条第2項第1号に定める総務委員会の委員になるものとし、当該委員の任期は、この条例による改正前の足立区議会委員会条例第2条第2項第1号に定める総務委員会の委員の残任期間とする。